

みやま市総合市民センター(仮称)

管理運営計画



2021年 月

福岡県みやま市

【目次】

I はじめに.....	1
1. 施設整備の経緯	
2. 管理運営計画の位置付け	
II 基本理念と基本方針.....	3
1. 施設整備の基本理念	
2. 基本方針（整備方針と事業方針）	
III 利用形態.....	5
1. 施設の名称	
2. 諸室名称・仕様等	
3. 利用規則	
4. 使用料	
IV 組織計画.....	9
1. 組織の基本方針	
2. 運営主体	
3. 施設管理・事業運営組織体制の考え方	
V 事業計画.....	11
1. 事業の枠組み・事業方針・実施事業	
2. 実施事業内容	
3. 貸館計画	
VI 収入・支出についての考え方.....	14
1. 基本方針	
VII 広報計画.....	15
1. 広報の基本方針	
2. 広報媒体例	
3. 愛称募集	
VIII その他.....	16
1. 開館までの運営と開館記念イベント	
2. 修繕計画	
3. 今後のスケジュール	

I はじめに

1. 施設整備の経緯

現在のみやま市総合市民センター（仮称）建設予定地にあった、みやま市瀬高公民館は、昭和52（1977）年に建築され、これまで旧瀬高町時代から住民の文化振興活動拠点として広く利用されてきました。しかし、建築後40年以上を経過し、平成26年度に実施した耐震診断では、耐震基準を満たしておらず、雨漏りをはじめとする老朽化、ホール機能等の不備や使い勝手の悪さなどが指摘されていました。

平成27（2015）年10月に策定された、「みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「市民が多様な文化に触れ、文化・芸術団体の活動を促進する拠点整備を行う」ことが明記されました。

これを受け、同年設置されたみやま市総合市民センターあり方検討委員会では、単に老朽化した瀬高町公民館施設をどうするかだけではなく、市民の文化に触れる機会を創出し、健やかに暮らすことができるような環境整備を行うという位置付けで、本市にふさわしい総合市民センターとはどうあるべきかを踏まえて議論され、建替え整備が答申されました。

平成28年、みやま市総合市民センター（仮称）基本計画検討委員会を設置し、「文化・芸術」、「交流」、「スポーツ・健康」をキーワードとする基本方針をはじめ、敷地計画、施設の規模などが示され、それを踏まえた基本設計・実施設計が令和2（2020）年3月に完了しました。

新たな施設の管理運営に関する協議のため、令和2年10月に「みやま市総合市民センター（仮称）管理運営計画検討委員会」を設置し、利用者の視点や専門的な見地から意見、助言をいただきながら、施設の管理運営に係る方針をまとめた計画づくりに着手しました。

—経緯—

- 2016（平成28年） 3月 あり方検討委員会答申
- 2017（平成29年） 3月 基本計画を策定
- 2020（令和 2年） 3月 設計業務が完了
- 2020（令和 2年） 6月 着工
- 2020（令和 2年） 10月 管理運営計画策定委員会を設置

2. 管理運営計画の位置づけ

総合市民センターは、市の最上位計画である「第2次みやま市総合計画」及び関連計画である、「第2期みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき整備するもので、本計画ではその施設の管理運営に係る方針を定めるものです。

管理運営計画を取りまとめるにあたっては、事業者・団体ヒアリングの実施の他、府内の関係課職員で構成するプロジェクトチーム会議などを開催し、本施設の果たすべき役割や、複合施設としての連携の方策についての検討を行いました。あわせて、開館までの期間に求められる業務を整理し、業務遂行体制の検討も行っています。

本計画は、管理運営における基本的な方向性を取りまとめていますが、次年度以降さらに検討を進め、詳細な事項について決定していくとともに、施設整備と合わせて必要に応じて隨時見直しを行っていきます。

【参考】

○第2次みやま市総合計画

「豊かなこころを育むまちづくり（教育、文化・芸術、スポーツ）」の施策「スポーツの振興」、「文化・芸術の振興と文化財の保護・活用」において、総合市民センターをはじめとする施設の活用推進によって、「多くの市民が安心して利用できるスポーツ施設や設備の充実を図る」こと、「市民の多様な文化に触れる機会の創出、文化・芸術団体の活動する拠点整備を促進する」ことが示されています。

また、「健やかに暮らせる福祉のまちづくり」の施策において、「健康づくりの推進」「安心して産み、育てられる子育て支援の推進」「生涯現役のまちづくりの推進」「安心とゆとりある地域福祉の実現」として、総合市民センターや総合保健福祉センター等を活用した事業の推進により、「全ての市民が、健やかに暮らすことのできる支えあいのまちづくりを推進する」ことや、「みやま市子ども・子育て支援事業計画」を実行し子育て家庭を支援していくことが示されています。

○第2期みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略

「安全・安心で、持続可能な活力ある地域をつくる」の施策として「文化・スポーツを通した地域振興」を掲げ、市民だれもが多様な文化に触れる機会の創出及び活動に参加しやすい環境づくりが必要であること、文化活動の拠点を整備し、さまざまな自主活動団体を支援することで、文化の薫るまちづくりを推進することが示されています。

また、「介護予防の推進」、「健康づくりの推進」を掲げ、市民が住み慣れた地域で生きがいを持ち、いきいいきと暮らし続けることができるよう各種団体と連携して、取り組みを推進すること、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の施策として「子育て家庭への支援」を掲げ、安心して子育てできるまちづくりを推進することが示されています。

II 基本理念と基本方針

1. 施設整備の基本理念

総合市民センターは、文化芸術の振興や生涯学習活動の拠点施設として、市民の心豊かな生活や活力ある社会の実現に寄与することが求められています。

市民センターを整備することによって、市民は様々な文化・芸術活動に参加できるようになり、それに親しみ、楽しむことで、市民生活を豊かにすることを目指します。また、生涯学習活動、地域活動やスポーツ活動などといった世代間交流、地域間交流が増えることで、新たな本市の賑わいを生み出すことを目指します。

山川市民センターやまいピア高田の既存ホールとの連携・役割を考慮するとともに、「スポーツ・健康」、「保健福祉」、「子ども子育て支援」の機能も備えた複合施設として運営します。

以上より、総合市民センター整備の基本理念を次のとおり定めます。

【総合市民センター整備に向けたキーワード】

文化・芸術

交流

スポーツ・健康

【基本理念】

- (1) 文化・芸術を継承し、創造、発信する場をつくります。
- (2) 市民が強い絆を形成するための拠点づくりを行います。
- (3) 市民がいきいきと暮らし、にぎわいと活力に満ちた社会を目指します。

2. 基本方針（整備方針と事業方針）

基本理念を実現するために、各キーワードに応じた整備方針と、事業方針を定めます。

キーワード	整備方針	事業方針
文化・芸術	<ul style="list-style-type: none">○優れた文化・芸術が鑑賞できる規模のホールを有するものとします。○ホールは多目的な利用を想定し、座席は可動式とします。○ホール機能に付随する諸室も整備します。	<ul style="list-style-type: none">○市民の多様な文化に触れる機会を創出するための事業を開催します。○市内の文化・芸術団体をはじめ、本市の未来を担う子どもたちの活動を支援します。
交流	<ul style="list-style-type: none">○生涯学習活動や地域活動が活発に行えるよう、利用人数に応じた柔軟な使用が可能な会議室、和室などを整備します。○市民生活を支援するため、子育てに関する諸室、相談室、ボランティア活動室などを整備します。	<ul style="list-style-type: none">○複合する機能を有機的に活用した多世代交流、生涯学習・地域活動などの拠点として、多くの市民・団体の利用を促進します。○子育て支援活動をはじめ、青少年健全育成活動、福祉・ボランティア団体などの地域活動を支援します。
スポーツ・健康	<ul style="list-style-type: none">○多目的ホールは可動式の椅子にすることで、文化・芸術の鑑賞のみではなく、スポーツ振興や市民の体育・運動ニーズに柔軟に対応できるものとします。また、健康診断などにも利用し、市民の健康増進に寄与するものとします。○市民の健康づくりのために、トレーニングルーム、フィットネスルームを整備します。	<ul style="list-style-type: none">○「空調設備を有する体育館」「最大800席を有する文化ホール」の複合機能を有するホールとして、様々なニーズに対応した運用をします。○市民自らが健康づくりや体力づくりを実践できる事業を開催します。

※不特定多数の方が利用される施設であることから、施設の管理、事業運営にあたっては、感染症拡大防止対策などを講じ、安心して利用いただくように努めます。

※当初基本計画の方針として掲げていた、市民の健康づくりのための「浴場」整備については、平成29年度以降の設計協議の中で諸室機能を削除し、市内で運用する他の施設（山川総合保健福祉センター、高田総合保健福祉センター）にて運用することになりました。

Ⅲ 利用形態

1. 施設の名称

新たに整備を行う施設の名称は「みやま市総合市民センター」とし、今後策定する条例に明記します。

また、新施設に親しみや愛着を持ってもらうために、愛称の募集を行います。

2. 諸室名称・仕様等

諸室名 (面積)	仕様等	
多目的ホール (約 1,500 m ²)	・客席 総客席数 800 席程度 (うち、移動観覧席 480 席) ・車椅子席 4 席程度(客席レイアウトによる) ・親子室(約 20 m ²) ・2 階観覧席:178 席 ・平土間利用時の面積:約 840 m ²	○演劇や、講演会等の機能及び体育館機能を兼ね備えた多目的スペース。 ○体育利用時は上履き利用。 ※最大で利用できる面数: ミニバスケットボールコート 2 面、 バレー ボールコート(6 人制)2 面、 バドミントンコート 6 面、 卓球 12 面
	・舞台等	○プロセニアム形式(幕形式) 間口 14.5m × 高さ 7.2m、奥行 11.8m ○音響反射板形式 間口 14.5m × 高さ 9.6m(最高高さ)、奥行 11.8m
	中控室(4 室) ※1 室約 20 m ²	ホール利用時は楽屋として利用する他、体育利用時には更衣室としても利用。
	小控室(2 室)	舞台裏に約 15 m ² の控室を 2 室配置。
ホワイエ (410 m ²)	北側入口と中央入口にそれぞれロビーを併設。	○催し物がない時は、学生の自習や市民のかたらいの場として、施設に用事がなくとも訪れ、腰を下ろせる空間として利用。 ○市民作品などの展示が可能な壁面仕上げ。リーフレット等を配置できる棚を設置。

会議室 (180 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・大会議室(約 100 m²) 1-1 ・中会議室(約 40 m²) 1-2 ・小会議室(約 20 m² × 2 室) 1-3、1-4 	大会議室と中会議室は移動間仕切により一體化することで、スクール形式で約 100 名収容。
リハーサル室 (90 m ²)	周辺の室や外部に音が漏れないよう配慮した遮音構造。	リハーサル以外にも、音楽スタジオ、ダンスやフィットネスルームとして利用可能。
マルチルーム (120 m ²)	壁面には鏡を施したフィットネスエリア。	健康体操や、キッズエアロビクスをはじめ、市民の健康増進のためのエリアとして活用。
トレーニングルーム (80 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・若い人から高齢者まで、安全で扱いやすい機器を設置予定。 ・更衣室(男女) 	<p>筋トレや体力アップ・生活習慣病予防を中心としたプログラムを実施できるウェイトトレーニング、有酸素運動器具を中心に配置。</p> <p>更衣室(男女)にユニットシャワーを各 2 基設置。</p>
和室 (115 m ²)	21 畳 × 2 間	茶道や華道などに利用。また、移動間仕切により 2 室一体利用が可能。
調理室 (60 m ²)	講師用 1 台、生徒台 4 台設置。	調理実習室として活用。ガス・IHコンロ配置。炊き出し用にも活用できるガス炊飯器設置用のガスコックを配置。
子育て支援室 (50 m ²)		つどいの広場事業やファミリーサポートセンターの拠点として活用します。
キッズルーム (70 m ²)	ウッドデッキ約 20 m ²	屋外広場(ウッドデッキ)に面し明るく開放的なスペース。子育て世代が利用しやすいようベビーカー置場などを設置。
ボランティア室 (85 m ²)		各団体が活動の拠点として利用できるよう、ロッカー備品を整備します。間仕切り可能な会議室を整備します。
駐車場		<ul style="list-style-type: none"> ・一般駐車場 256 台(うち、車いす用駐車場 10 台、コミュニティバス用駐車場 2 台)。土・日・祝日時における大規模イベント開催時には、隣接する市役所駐車場も活用します。

3. 利用規則

利用規則は、安全性の確保のもと、市民の利便性とサービスの向上に配慮して、次のとおり方針を定め、条例等で具現化します。

(1) 休館日

年末年始（12月28日から12月31日まで、1月1日から1月4日まで）を休館日とします。その他、月に2日程度の定期休館日を設定し、施設の安全確保のため施設点検等を実施します。

(2) 開館時間

午前9時から午後10時までの開館とします。

準備及び片付け等に要する利用時間の延長の取り扱いについては別途定めます。

(3) 利用時間区分

多目的ホール、中控室、ホワイエの主要な諸室については、午前、午後、夜間の3区分とし、午前及び午後、午後及び夜間、全日の区分を設けます。

会議室、リハーサル室、マルチルーム、和室、調理室については時間単位での利用ができるようとするほか、トレーニングルームやその他の諸室については安全な運用ができるよう、それぞれ利用料を設定します。

(4) 多目的ホールの利用形態

「多目的ホール」については、移動観覧席を配置した「劇場型利用」だけでなく、上履き利用での「スポーツ型利用」が可能です。

ホール稼働率の向上、利用者の安全な利用、座席展開等の運営コストに配慮した利用を促すため、原則として、平日は椅子を配置しない上履き利用での「スポーツ型利用」、土日祝日は移動観覧席を配置した「劇場型利用」を基本形とします。

スポーツ大会・文化発表会利用など、イベントの規模や内容、他の社会教育施設との役割分担により、効率的な運用となるように配慮します。

(5) 利用申込

多目的ホールは、原則、文化利用による「劇場型利用」の場合、利用日の1年前（市外団体等は6か月前）から、スポーツ競技など、上履き・平土間での「スポーツ型利用」の場合は利用日の6か月前（市外団体等は3か月前）から申込みを受け付けます。

その他諸室は、原則、利用日の2か月前（市外団体等は1か月前）から申込みを受け付けます。開館当初利用予約の受付開始時期については、工事の進捗を踏まえ、別途定めます。

その他の諸室を控室・更衣室等に使用する場合は、多目的ホールと同時に申し込みができるものとします。

利用許可は受理した申請順としますが、複数の申込みがあった場合で、明確に順位をつけられないときは申込者同士の協議や抽選により判断します。

（6）連続利用日数

原則として、センターの事業計画及び公益性に影響を及ぼさない範囲で、多目的ホールは7日間、ホワイエなどは14日間の連続利用を認めることとします。

（7）利用の制限

公序良俗に反する恐れがある場合や、感染症拡大防止、災害時など、利用の制限を行うことができることとします。

（8）避難所としての運用

本施設周辺は、公共施設をはじめ一般家屋も多く、人口も集中しており、また浸水想定区域に指定されていることから、指定緊急避難場所および指定避難所として地域防災計画に位置づけ、災害発生時の防災拠点とします。

4. 使用料

市内他施設、近隣施設状況の使用料等を考慮し、受益者負担の原則の下、市民が使いやすく、施設内容に見合う適正な使用料等を条例等により設定します。

（1）諸室使用料

諸室使用料は、平日・休日料金の設定、入場料など、他施設の事例等を調査研究し、条例により設定します。

（2）設備・備品使用等

設備や備品使用料については、個別の使用料を設定します。

（3）使用料の減免

本市の他の施設及び近隣市における状況をふまえて検討します。

IV 組織計画

1. 組織の基本方針

総合市民センターの組織は、次の方針に基づき、適切な施設管理の下に、事業の充実と活性化を行います。

（1）施設全体の管理者の配置

本施設は、「文化・芸術」「スポーツ・健康」「子育て支援」の複合施設として運営します。複数の機能をあわせ持つ本施設の特徴を最大限発揮させるためには、施設の特徴を十分認識し、一体的な管理運営を行う必要があります。

施設を統括する管理者を配置し、コスト削減や効率的な管理、安全運営を行うとともに、様々な目的をもって訪れた人たちの交流を促進し、憩い・賑わいの場を創出します。

（2）専門性の確保と利用ニーズへの対応

事業の実施、施設の運営、施設や設備の適切な維持管理ができる職員を配置し、様々な利用ニーズに応えることで、市民の主体的な文化、スポーツ活動をはじめとする市民活動を支援するとともに、基本理念に基づく事業を推進します。

（3）市民参画に向けた仕組みづくり

市民や地域と共に歩む拠点施設となるために、積極的に情報を発信することで、センターの取り組みに賛同いただける方々を増やしていきます。また、ボランティア、NPOなどの様々な市民活動団体を育成・連携し、市民が主体的に運営に関わる仕組みを構築します。

2. 運営主体

公共施設の運営方法として、市が直接運営を行う「直営」と特定の事業者を指定して行う「指定管理者による運営」があります。

総合市民センターは、「文化・芸術」、「スポーツ・健康」、「子育て支援」の複合施設として、円滑な施設運営が求められること、施設の基本理念を尊重し、その実現のために、責任を持った管理運営を行う期間が一定必要であることから、開館から3年間を目途に直営とし、あわせて指定管理者による事業運営について検討します。

指定管理委託費の算出について、開館より一定期間は、施設運営経費が想定額から大幅に乖離したり、感染症拡大防止の観点から事業収入が低迷することも考えられることから、光熱水費をはじめとする諸経費の推移に注視しながら適正な運営費を算出し、それを含めて総合的に施設の運営方式について検討します。

3. 施設管理・事業運営組織体制の考え方

管理者や職員の配置人数については、業務委託等の方法を含めて開館までに決定しますが、概ね下記の部門にて施設の管理と事業運営を進めていく方針です。

部 門	役 割
施設管理部門	各部門を統括し、庶務・経理業務、関係機関等の調整、施設管理を行います。
文化・芸術部門	舞台設備の運営・管理を行います。さらに、自主事業の企画運営や施設利用に対する技術アドバイスを行います。
交流部門	子育て事業、福祉・ボランティア活動推進など、必要に応じて専門コーディネーターを招へいし、施設を拠点とした事業の展開、市民活動の推進を図ります。
スポーツ・健康部門	トレーニングルームやマルチルームでは、必要に応じて専門知識を持ったスタッフを配置し、適切なアドバイスの下での安全で効果的な運用を行います。

V 事業計画

旧薩摩街道、旧三池街道沿いの宿場町であった本市に建設する総合市民センターは、市役所～図書館を「交流の街道」で結び施設間の連携を図り、奥まった敷地に活動風景を連続させることで人を引き込み日常的な賑わいを創出することや、瀬高中央公園～矢部川を「健康の街道」により結びまち全体を健康増進の空間として活用するといった、新たな二つの街道をつくるという設計コンセプトからスタートしました。

メインとなる約800席の客席を有する多目的ホールは、文化芸術振興だけでなく、スポーツ用途にも兼用できるホールとして整備することから、多様なイベントやスポーツ大会に活用し、多くの交流事業を展開します。

また、清水山を望みながらトレーニングルームで心地よい汗を流し、マルチルームでは、体力・年齢に応じた健康プログラムを実施するなど、市民の健康・生きがいづくりを実施していく新たな拠点として活用します。

さらに、子育て支援事業の新たな拠点として、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりの推進、福祉・ボランティア団体の活動拠点として、地域活動を支援するなど、多様な方々の笑顔の交流拠点につながる事業を展開します。

1. 事業の枠組み・事業方針・実施事業

事業の枠組みとしては、「文化・芸術」「交流」「スポーツ・健康」の3つとし、基本理念の実現に向けた事業方針の下、各種事業を展開します。

【文化・芸術】

(事業方針)

- 市民の多様な文化に触れる機会を創出するための事業を展開します。
- 市内の文化・芸術団体をはじめ、本市の未来を担う子どもたちの活動を支援します。

(実施事業)

- ①文化・芸術振興事業 ②生涯学習推進事業

【 交 流 】

(事業方針)

- 複合する機能を有機的に活用した多世代交流、生涯学習・地域活動などの拠点として、多くの市民・団体の利用を促進します。

- 子育て支援活動をはじめ、青少年健全育成活動、福祉・ボランティア団体などの地域活動を支援します。

(実施事業)

- ①市民活用推進事業 ②子育て支援事業
- ③ボランティア・NPO・福祉・地域づくり等団体活動支援事業

【スポーツ・健康】

(事業方針)

- 「空調設備を有する体育館」「最大 800 席を有する文化ホール」の複合機能を有するホールとして、様々なニーズに対応した運用をします。
- 市民自らが健康づくりや体力づくりを実践できる事業を展開します。

(実施事業)

- ①スポーツ振興事業 ②健康づくり推進事業 ③地域福祉活動推進事業

2. 実施事業内容

自治体主催事業、共催事業、市内外の団体事業、民間事業など、各枠組みの中における取り組みなど、想定している事業内容は、下記のとおりです。

文化・芸術	
①文化・芸術振興事業	<ul style="list-style-type: none">・市民をはじめ多くの方が、文化芸術に触れる機会の創出。・志向の多様化に対応した、多彩なジャンルの公演の検討。・本市にゆかりのある作家等による芸術作品の展示。・文化協会、美術協会などの各種団体、児童、児童生徒や青少年の活動成果・発表の場の形成。・音楽、演劇、美術制作などの体験プログラムの実施。・郷土の伝統芸能を後世へ継承する取り組み。・ピアノ、コーラス、吹奏楽団など発表会の実施。
②生涯学習推進事業	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒の思考力や想像力を培うイベントの開催。・青少年の健全育成のための取り組み。・社会人向けカルチャースクールの検討。・高齢者の学びの場の設置と自主活動の促進。・地域を知り、地域愛を醸成する事業の展開。
交 流	
①市民活用推進事業	<ul style="list-style-type: none">・中学、高校生が気軽に集い、切磋琢磨して自習できるスペースとしての運用。・ハンドメードアーティスト等によるマルシェ、フリーマーケットの開催。・食生活の改善を普及・実践し、市民の健康づくりにつなげる事業の展開。・「まるごとみやま秋穫祭」等、市民参加型イベントの開催。
②子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児とその親とが気軽に集い、交流を図る場づくり。・子育て中の親をサポートする育児相談所の設置。・子育て相談会やベビーマッサージ教室等の開催。・子育てを地域で相互援助する組織運営の支援。

③ボランティア・N P O・福祉・地域づ くり等団体活動支援 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉団体、ボランティア団体の活動支援と交流促進。 ・社会課題の解決へ向けたN P O組織等の活動支援。 ・市民企画事業など協働事業の促進。
スポーツ・健康	
①スポーツ振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツプログラムの支援によるコミュニティの活性化。 ・スポーツを通した、市民・地域交流と地域の魅力を再発見するプログラムの実施 ・筑後広域公園体育館等と連携したスポーツ大会の誘致。 ・ニュースポーツの推進、ラジオ体操の普及、体力測定等の実施による、体力・健康づくりのサポート。 ・障がい者スポーツの推進。 ・スポーツ選手による講演・指導などのジュニアアスリート応援事業。
②健康づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の目的にあった、安全で効果的な健康づくりのサポート。 ・トレーニングルームやマルチルームを活用した、専門家による運動プログラムの提供や教室の開催。 ・講演会や体験を通じた、健康づくり活動の促進と、市民の健康づくり拠点としての情報発信。 ・介護予防や健康づくりのため、地域活動を推進するサポーターの育成促進。
③地域福祉活動推進 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民みんなが社会活動参加につながる取り組みの実践。 ・人々の結びつきを深めるため、助け合いや交流活動を盛んにする取り組みの実施。 ・みんなが気軽に集まって交流できる居場所（コミュニティ・カフェ）づくりの推進。

※上記「実施事業の内容」は、開館直後から全ての事業を展開させていくのではなく、中長期的な視野を持ち、段階的に進めていくために検討しているものを含んでいます。

3. 貸館計画

貸館事業については、施設利用の活性化が賑わいの創出につながるものと考えます。地域交流を目的とする多様な事業を誘致することで、施設の稼働率の向上を図ります。また、センターの使用料収入を確保するため、利用者が利用しやすい環境整備を行い、リピーターを増加させるため、積極的な営業活動と広報活動に取り組みます。

VII 収入・支出の考え方

1. 基本方針

一般的に、本施設のように舞台ホール機能を有する施設では、多額の運営・維持管理経費が必要となる一方で、市民の利用しやすい利用料金、入場料等に配慮する必要もあることから、支出額と同等の収入を得ることが難しい収支状況となっています。

必要な出費を判断し、効率的な運営を行うことで経費削減に努め、長期的な展望をもって施設運営を維持できる収支計画を検討します。

また、市の費用負担のみに依存することなく、各種助成金や民間企業等からの寄付金等を事業活動に充てられるよう、外部資金調達を積極的に行うことも検討します。

使用料金については、近隣市における施設使用料を踏まえながら、条例により定めます。あわせて、使用料の減免についても、受益者負担を原則として、公平性、必要性の観点を踏まえ、目的に合った規定とするために検討します。

収入の主なものについては、諸室・付属設備・備品の使用料などの貸館収入や、公演等チケット代、講座等の参加費などの自主事業収入を想定しています。

支出の主なものについては、出演料、委託料、広告宣伝費用、印刷費などの事業費や、設備メンテナンス、警備、清掃、舞台設備保守点検、光熱水費、通信費、修繕費などの維持管理費、施設職員給与等の人物費を想定しています。

VII 広報計画

1. 広報の基本方針

総合市民センターに興味・関心を持ち、市民をはじめ誰もが利用しやすく、訪れやすい施設となるよう、次の基本方針を定め、積極的な広報活動を展開します。

- 工事の進捗状況をお知らせすることはもとより、開館前の現場見学会などのプレイベントを行うことで、新たな施設について多くの人々に知っていただき、事業への参加を促します。
- イベント情報や諸室の空き情報を利用者にとって分かりやすく提供します。
- 施設の特色、利用規則の周知を積極的に行います。
- 多様な媒体で情報発信します。

2. 広報媒体例

市広報、コミュニティFM、ウェブサイトなどにより、施設の情報を広く発信することで、市内外の多くの人々に施設や事業について周知し、市民活動の意欲を高めるとともに、来館者の増加、利用促進を図ります。

世代により情報収集の主な手段(WEB媒体、紙媒体)に違いがあることを考慮し、多様な媒体による情報発信を行います。具体的には以下ののような媒体の活用を想定しています。

- ・市広報
- ・ウェブサイト(ホームページ)
- ・SNS(twitter や Line など)
- ・チラシ、ポスターの作成
- ・施設案内リーフレット、年間スケジュール等の印刷物
- ・報道機関、出版社等への働きかけ

3. 愛称募集

施設に対して愛着・親近感を持つもらうこととともに、知名度向上を目指し、愛称を募集します。

愛称については、一般公募し、選定する方針で検討します。

VIII その他

1. 開館までの運営と開館記念イベント

総合市民センターの開館に向けて、次のような事業を実施します。

○周知と営業活動

総合市民センターの周知と開館に向けた機運を高めるために、パンフレットを作成し、WEB等でも配信するといった広報活動や、貸館利用促進のための営業活動・周知活動を行います。

○現場見学会等の実施

建設期間中の工事進捗状況の広報や、竣工後の内覧会等を実施します。

○開館記念事業

本施設の開館を市内外に広く発信するため、式典やオープニングイベントを実施します。

2. 修繕計画

総合市民センターを末永く、快適に利用するためにも、不具合箇所を日常的に把握し、その修繕を定期的に行います。

施設の設備については、使用頻度にもよりますが、早いものでは5年から10年で更新が必要なものが発生します。空調設備、電気設備、舞台機構等施設の根幹を構成する設備は更新費用も相当な額にのぼります。

安全対策の視点も含め、設備が常に良好な状況を保てるよう、日常の安全点検や計画に沿った小規模修繕など、施設や設備の長寿命化の方策を検討していきます。

耐用年数、更新時期、更新費用等を調査・検討するなどして、機器ごとに改修・更新の考え方を示すとともに、中長期的な施設保全計画を立て、計画的な修繕を行います。

3. 今後のスケジュール

現時点での想定スケジュールは以下のとおりです。

【令和3（2021）年度】

- 建築工事（竣工）、プレ事業の検討、開館記念事業の検討、条例制定

【令和4（2022）年度】

- 開館準備、プレ事業の実施、開館式典の準備・開催、開館記念事業の準備・開催